

定住促進と地域経済の活性化を目的に

H26年1月2日～ H31年1月1日の新築家屋が対象

市独自の新築住宅の課税免除

国の法律で定められた制度

現在、国の制度で新築住宅の固定資産税が、3年間又は5年間、居住部分の120㎡分の固定資産税が1/2に減額されています。

+

大田市独自の制度

国の制度で減額されなかった残り1/2を大田市で独自に免除します。【期間は3年間】

||



**120㎡分にかかる固定資産税
新築後の3年度分は実質「0円」に**

市では、来年1月から5年の間、市内に新築された家屋の固定資産税の一部を免除することにしました。

これはU I ターンを促す定住対策のほかに、住宅需要を喚起し地域経済の活性化につなげる波及効果を狙った市独自の制度です。

課税免除は、申請手続き等が必要です。詳しくは市役所税務課 資産税係（☎0854-83-8025）までお問い合わせください。

U I ターンをお考えの方に必見！

50㎡以上の新築住宅を建てた場合

最大16万円を助成

新築住宅	延べ床面積 50㎡以上 (新築共同住宅は1戸あたり40㎡以上)	区分	補助金額
		50㎡以上80㎡未満	5万円
	80㎡以上120㎡未満	8万円	
	120㎡以上160㎡未満	12万円	
	160㎡以上	16万円	
	共同住宅40㎡以上	4万円	



※【新築住宅要件】 玄関、台所、トイレ等を有し、独立して居住できる新築の住宅用家屋

石州瓦・県産木材を使った場合
さらに**最大31万円**を助成

石州瓦	施工面積が50㎡以上の 新增改築・ 屋根替え工事	区分	補助金額
		50㎡以上75㎡未満	4万円
	75㎡以上100㎡未満	6万円	
	100㎡以上125㎡未満	8万円	
	125㎡以上150㎡未満	10万円	
	150㎡以上175㎡未満	12万円	
	175㎡以上200㎡未満	14万円	
	200㎡以上	16万円	
県産木材	島根県、産木材を 10㎡以上使用する 新增改築工事	10㎡以上20㎡未満	5万円
		20㎡以上30㎡未満	10万円
		30㎡以上	15万円

※石州瓦、県産木材の助成は屋根替え、増改築も対象になります

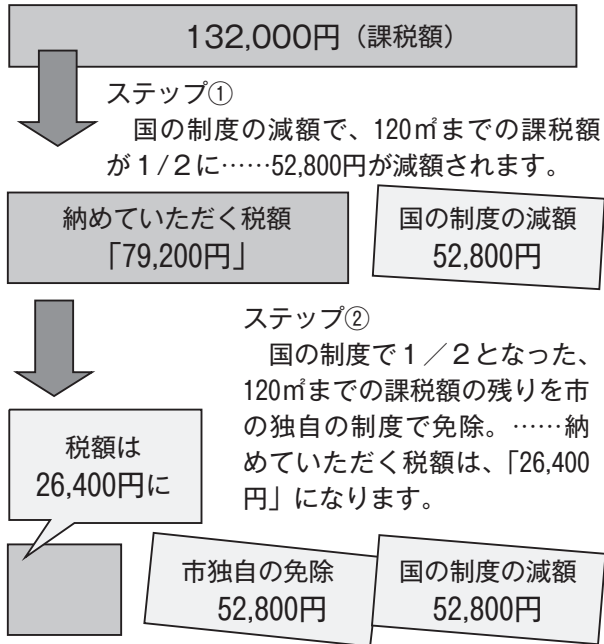
新築住宅の支援制度

石州瓦などの使用で助成加算

新築住宅に対する助成を行っています。
また、石州瓦や島根県産木材を使用した新增改築等に対するの助成も行っています。
※市内業者の施工に限ります



たとえば、150㎡の住宅を建て、課税額が「132,000円」であった場合……



モデルケースで納税額を試算してみよう……



免除対象は以下の要件を全て満たす必要があります。

対象住宅

- ▽平成26年1月2日～31年1月1日に新築完成したもの
- ▽居住部分の床面積が50～280㎡の家屋など、地方税法の「新築住宅に対する固定

住宅の完成時期や市内事業者の施工など免除条件があります

資産税の減額「対象要件に該当すること」

▽市内に本店や営業所等を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者が施工した住宅であること

対象者

▽物件の所有者であり、課税を免除する各年度の4月1日現在、市内に住所を有していること（法人は免除対象外）

▽市税などの滞納がない（共有の場合は全員）こと

住宅関連の市の助成制度



UIターンで大田市に定住される方、又は空き家の所有者がUIターン者へ売買・賃貸することで住宅の改修をする場合に、改修費の一部を助成します。

	補助額
50万円以上の修繕、模様替え、または設備の改修工事	対象費用の3分の1以内（上限30万円）

補助対象者

- ①定住の意思を持って居住する、空き家を取得し、又は賃貸住宅へ入居をするUIターン者
- ②空き家の所有者、地域自主組織、自治会等、又はNPO法人（上記①に該当する者を入居させる場合に限り）

※工事の着工前の申請が必要です。

※空き家とは「大田市空き家バンク制度」に登録のある建物です。

詳しくは市役所まちづくり推進課 定住交通係（☎0854-83-8029）までお問い合わせください。

空き家改修事業

建築物をリフォーム等される場合にその経費の一部を助成します。ただし、申請は年度につき1回限りです。市外の方もご利用できます。

	補助額
50万円以上の新築、改修、造園、駐車場及び外構工事	一律5万円

【補助対象外】

- ・下水道、合併浄化槽等接続工事の屋外工事
- ・敷地造成工事のみ、または解体のみの工事費
- ・申請者が施工する場合の人件費
- ・電気器具等の購入、設置費用等
- ・市の他の補助制度の対象となったもの

補助対象者

〈新築住宅・リフォーム共通〉

- ①大田市内に本店、または本拠のある事業者の施工により、市内で工事を実施されるかた
 - ②大田市税等を滞納していないかた
- ※必ず着工前の申請が必要です。

新築住宅・リフォームについてのお問い合わせは、市役所産業企画課 商工振興係（☎0854-83-8075）まで

